

恵那市水道水源保護審議会（恵那市水道水源保護条例より抜粋）

（審議会の設置）

第 17 条 水源の保護を図り、水道事業を円滑に推進するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、審議会を設置する。

- 2 審議会は、本市の水道に係る水源の保護に関する重要な事項について、調査審議する。
一部改正〔平成 20 年条例 26 号〕

（組織）

第 18 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他市長が必要と認める者

一部改正〔平成 20 年条例 26 号・22 年 4 号〕

（委員の任期）

第 19 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

一部改正〔平成 20 年条例 26 号〕

（会長及び副会長）

第 20 条 審議会に会長及び副会長を 1 人置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

一部改正〔平成 20 年条例 26 号〕

（会議等）

第 21 条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 第 17 条から前条まで及び前 3 項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

恵那市水道水源保護審議会概要等について

【概要】

水道水源保護については、合併後、旧市においては「恵那市開発事業に関する指導要綱」により、または、岩村町、山岡町においては「水道水源保全条例」により規制されていた。

合併後、新市において、水源保護の趣旨を引き継ぐため、対象事業を水質汚濁防止法に規定する特定施設とする「水道水源保護条例」を制定した。

平成 20 年 3 月に全市域を対象にした「恵那市土地開発に関する条例」の制定に伴い、水道水源の保護をさらに促進するため、対象を拡大し、開発事業を規制するため、「恵那市水道水源保護条例」を改正した。恵那市水道水源保護審議会の答申をうけて、平成 20 年 10 月 1 日付けで現在の水源保護地域を決定し告示をした。

【審議状況】

●H20.9 恵那市水道水源保護地域の指定について（諮問・答申）

- ・ 27 箇所、約 35.36 平方キロメートルを指定答申。

●H22.2 規制対象事業場の該当について（諮問・答申）

- ・ 小沢山土砂採取場（採石場）について審議し、水源保護協定の締結には該当しない旨答申。

（今回）

○H28.1 恵那市水道水源保護地域の指定について（諮問・答申）

1. 岩村簡易水道の岩村浄水場新設に伴い新たな水源となった岩村川の水源地を水源保護地域に指定。
2. 上矢作簡易水道の木の実浄水場新設に伴い新たな水源となった東木の実の水源地を水源保護地域に指定。

【指定日】

○平成 28 年 2 月 1 日付けで指定する旨の告示を行います。

恵那市水道水源保護条例・施行規則の要点

1. 対象事業場（条例第2条第1項第5号、規則第2条）

- (1) 開発事業 …… 恵那市土地開発に関する条例の適用をうける開発事業
原則1,000平方メートル以上のもの
- (2) 砕石場 …… 水洗式破碎施設又は水洗式分別施設を設置しているもの
- (3) 砂利採取場 …… 1,000平方メートル以上のもの
- (4) 廃棄物処理場 …… 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の処理施設
- (5) ゴルフ場 …… ホールの数が9以上
- (6) その他水源の水質を汚濁させ、若しくは汚濁させるおそれがある事業場又は水源
の水量に影響を及ぼすおそれがあると市長が認めたもの

2. 規制対象事業場に該当するかどうかの判定基準（規則第6条）

- (1) 排出水等の水質基準が次に掲げる基準を超えないこと。

ア 水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）
別表1で定める基準

項 目	基準値
カドミウム	1 Lにつき 0.003m g 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	1 Lにつき 0.01m g 以下
六価クロム	1 Lにつき 0.05m g 以下
砒素	1 Lにつき 0.01m g 以下
総水銀	1 Lにつき 0.0005m g 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
略	略
ほう素	1 Lにつき 1m g 以下
1, 4-ジオキサン	1 Lにつき 0.05m g 以下
27項目	

イ 水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）で定めるもののうち
亜鉛及びその化合物、銅及びその化合物、陰イオン界面活性剤並びにフェノール類の基準

項 目	基準値
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、 1 Lにつき 1 m g 以下
銅及びその化合物	銅の量に関して、 1 Lにつき 1 m g 以下
陰イオン界面活性剤	1 Lにつき 0.2m g 以下
フェノール類	フェノールの量に換算して、1 L につき 0.005m g 以下

ウ ゴルフ場で使用する農薬 ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針（平成２年５月２４日付け環水土第 77 号環境庁水質保全局長通知）で定める値

農薬名	指針値
(殺虫剤)	
イソキサチオン	1 Lにつき 0.08m g 以下
イソフェンホス	1 Lにつき 0.02m g 以下
ダイアジノン	1 Lにつき 0.05m g 以下
略	略
フェニトロチオン (ME P)	1 Lにつき 0.03m g 以下
ペルメトリン	1 Lにつき 1.00m g 以下
ベンスルタップ	1 Lにつき 0.9m g 以下
(殺菌剤)	
イプロジオン	1 Lにつき 3m g 以下
イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩	1 Lにつき 0.06m g 以下
略	略
ボスカリド	1 Lにつき 1.1m g 以下
ポセチル	1 Lにつき 23m g 以下
ポリカーバメート	1 Lにつき 0.3m g 以下
(除草剤)	
アシュラム	1 Lにつき 2m g 以下
エトキシスルフロシ	1 Lにつき 1m g 以下
略	略
ベンフルラリン (ベスロジン)	1 Lにつき 0.8m g 以下
MCPA イソプロピルアミン塩及び MCPA ナトリウム塩 (MCPA として)	1 Lにつき 0.051m g 以下
(植物成長調整剤)	
トリネキサパックエチル	1 Lにつき 0.15m g 以下
43 項目	

- (2) 水源の水量又は取水に影響を及ぼすおそれがないこと。
- (3) 関係法令、条例等を遵守すること。
- (4) その他市長が必要と認める判定基準を遵守すること。

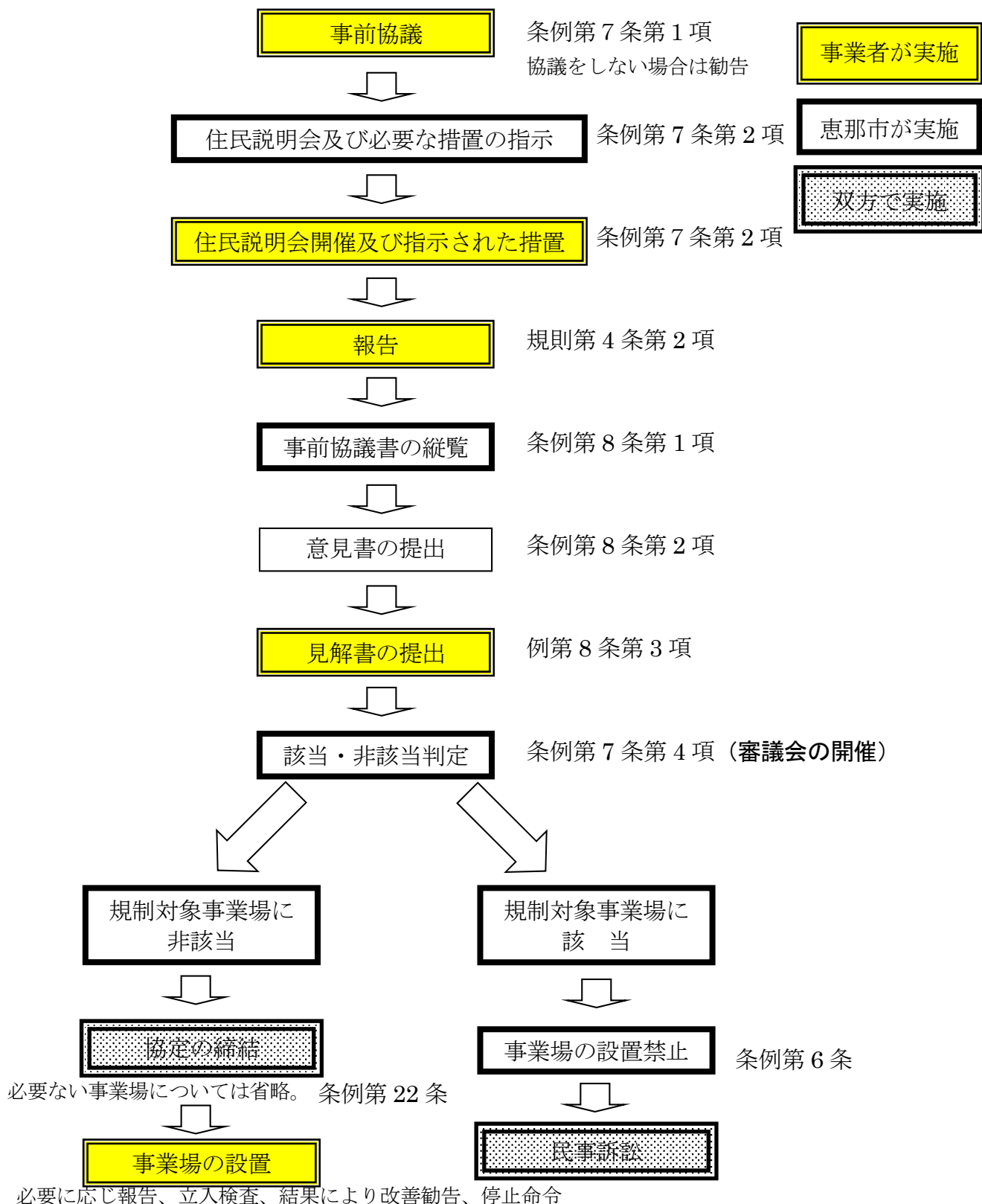
3. 報告及び立入検査（条例第 12 条）

市長は、水源保護地域内において、対象事業場をすでに設置している者又は設置した者に対し、排水処理施設の状況、排出水等の処理の方法及び水質について必要に応じ報告を求め、市長の指定する者をして施設に立ち入らせ、排出水等の検査をさせることができる。

4. 水道水源保護協定（条例第 22 条）

規制対象事業場に該当しない旨の通知を受けた者のうち、市長が水道に係る水質の保全及び水量の確保のために監視していく必要があると判断した者は、市長と水源保護協定を締結しなければならない。

5. 事前協議等の手続き



■区域等一覧

(単位: 平方キロメートル)

水道名称	浄水場名称	水源	水源保護地域	面積	番号
上水道	大崎浄水場	阿木川	東野字花無山、山本の一部 長島町正家字鍋山の一部 長島町正家中野永田字鍋山の一部 三郷町野井字東上平、一色、山地、 西上平の一部 岩村町飯羽間字湯平、小沢山、高 松、堤下の一部 岩村町飯羽間字小屋ヶ根、片小沢、 上八木、中平、上平の全部	約13.6	1 2 3
	小野川浄水場	番屋川	東野字小野川新田、保古山の一部	約0.56	4
中野方簡易水道	中野方浄水場	中野方川 (ダム)	中野方町字高峯、笹場、伐跡の一部	約1.26	5
飯地簡易水道	飯地浄水場	名場居川	飯地町字石ヶ花、松久地、見渡、入 野の一部	約0.26	6
毛呂窪簡易水道	毛呂窪浄水場	新田川	笠置町毛呂窪字西洞、中田の一部 笠置町姫栗字市木の一部	約0.95	7
		店川	笠置町毛呂窪字中田の一部	約0.34	7
岩村簡易水道	岩村浄水場	栗の木平沢	岩村町字高松、城山の一部	約0.92	8
		岩村川	岩村町字高松の一部	約0.72	8
	飯羽間浄水場	地下水・岩村川	指定なし	—	
	富田浄水場	富田川 (ダム)	岩村町富田字水晶山、鈴ヶ根の一部	約2.05	8
		富田川			
山岡簡易水道	兼平浄水場	兼平川	山岡町馬場山田字亀割、青木の一部	約1.12	9
	下手向浄水場	土岐坂川	山岡町下手向字野田の一部	約0.63	10
	久保原浄水場	佐々良木川支流	山岡町久保原字西大平の一部	約0.21	11
		地下水・井戸	指定なし	—	
	中田浄水場	大牧川	山岡町原字足沢、大牧の一部	約0.21	12
	西原浄水場	西原川	山岡町原字中洞、引地の一部	約0.12	12
	笹平浄水場	郭好川	山岡町田代字笹平、奥小屋、桧ヶ峯 の一部	約0.54	13

(単位:平方キロメートル)

水道名称	浄水場名称	水源	水源保護地域	面積	番号
明智簡易水道	石原田浄水場	門野川	明智町字石原田、馬坂田の一部 明智町杉野字仲島、上貝戸、道合、 岩原、霜屋、坊ヶ平、山仲、岩曾、 八沢、長久保、二本松、大平、花 柄、花柄新田、上山地、杉ヶ下、森 前、後田、日影田、向田、黒沢、 柳ヶ下、滝坂の全部	約3.87	14
吉良見簡易水道	吉良見浄水場	横山川	明智町吉良見字横山、平垣外、平の 一部	約0.21	12
	矢請浄水場	地下水	指定なし	—	
静波簡易水道	静波浄水場	高波川	明智町東方字大丸山、黍平の一部 山岡町馬場山田字峯山、青木、三 角、一貫平の一部	約3.33	15
横通阿妻簡易水道	横通阿妻浄水場	青柏川	明智町横通字久原、青柏、滝ノ口の 一部	約0.4	16
柏尾飲料水供給施設	柏尾浄水場	沢水	明智町字砥堀の一部	約0.08	16
大平簡易水道	戸中浄水場	戸中沢	串原字下松本、戸中、戸中沢、平山 の一部	約0.6	17
上川簡易水道	岩倉浄水場	岩倉川支流	串原字岩倉、鹿之瀬の一部	約0.63	18
中沢簡易水道	中沢浄水場	中沢川支流	串原字南山の一部	約0.39	17
閑川簡易水道	閑羅瀬浄水場	唐沢湧水	指定なし	—	
上矢作簡易水道	上矢作浄水場	琴ヶ沢川	上矢作町字琴ヶ沢の一部	約2.46	19
	島浄水場	宮ヶ洞川	上矢作町字山グロ、下川原の一部	約0.56	20
	漆原浄水場	井沢川	上矢作町漆原字井沢の一部	約0.39	21
	木の実浄水場	東木の実	上矢作町字番内の一部	約0.63	22
下原田簡易水道	下原田浄水場	増沢川	上矢作町下字増沢の一部 串原字平山の一部	約1.72	23
宇連飲料水供給施設	宇連浄水場	岩名沢	上矢作町字岩名沢の一部	約0.5	24
18事業	30箇所	35箇所	29箇所	約39.26	